

新たな基盤整備事業のお知らせ

土地改良法の一部を改正する法律が5月26日に公布されました。(施行は公布日から6月以内)

これにより、農地中間管理機構が借り入れしている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度が創設されます。

基盤整備事業を希望される方は、次の事業要件をご確認のうえ、担当窓口までお越し下さい。

事業要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理機構が農地の借り入れをおこなっていること
- ② 一定規模以上の面的なまとまり「平場は1ha以上、中山間地域は0.5ha以上の連担」があり、かつ、農地面積の合計が「平場は10ha以上、中山間地域は5ha以上」であること
- ③ 農地中間管理機構の借入期間は、事業計画の公告日から15年以上であること
- ④ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること
- ⑤ 事業完了後5年以内（果樹は10年以内）の事業対象地域の販売額が20%以上向上または生産コストが20%以上削減すること

留意点

1. 整備済み農地は不可
(例：ほ場整備事業又は定額助成等で整備した農地)
2. 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）との整合が必要

◆ 申し込み・問い合わせ先

農林課 農地整備係
085-4827

※都道府県の判断は、地元の要望が起点となります。

【現行制度】

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり
- ・ 農業者の費用負担あり

【改正後】

- ・ 都道府県の判断により実施
- ・ 農業者の同意なし
- ・ 農業者の費用負担なし

三種町土壌消毒剤等購入支援事業のお知らせ

町では、町の振興作物である「みょうが、葉たばこの土壌消毒剤の購入」及び「畑作物の土壌センチュウ駆除剤の購入」に対し支援する「三種町土壌消毒剤等購入支援事業」を実施します。

畑作物



◆ 補助内容

土壌センチュウ駆除剤購入補助
5分の1

◆ 対象

畑地で栽培された（露地・ハウス）土壌センチュウ駆除を必要とする作物（水田台帳に登録のある転作田は対象外）

◆ 対象薬剤

土壌センチュウ駆除の登録のある薬剤

◆ 対象期間

平成28年10月～平成29年9月末までに購入したもの

◆ 必要書類

使用薬剤の領収書または購入証明書・口座番号の確認できるもの。印鑑。

- ① 対象作物に適用のある薬剤であること
- ② 登録薬剤の適正使用を厳守
- ③ 記載のないものは別途審査
- ④ 使用基準の厳守

・ 農薬の使用基準を厳守すること
(適用・使用倍率・収穫前日数)
・ 申請者は栽培作物と対象農用地、栽培面積を申請し町で確認
・ 補助上限は栽培面積あたりの使用基準量

みょうが・葉たばこ

◆ 補助内容

土壌消毒剤購入補助
みょうが 3分の1
葉たばこ 2分の1

◆ 対象薬剤

リミドル・ユニフォーム

◆ 対象期間

平成29年1月～平成29年12月までに購入したもの。

◆ みょうが

J A みょうが部会の方については J A と町で補助（後日直接通知します）

◆ 葉たばこ

三種町葉たばこ振興会員が対象（後日直接通知します）

◆ 必要書類

使用薬剤の領収書または購入証明書、口座番号の確認できるもの。印鑑。